

## 「改訂3版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

| 頁数  | 内容   | 修正後                      | 修正前                      |
|-----|--|--------------------------|--------------------------|
| 69  | 第1編第1章制度の意義 上から2行目   | 賃貸住宅管理業者登録規程             | 賃貸住宅管理業登録規程              |
| 69  | 第1編第1章制度の意義 下から2行目   | ～Q&Aも、規程および準則と一体をなして、登録制 | ～Q&Aも、規則および準則と一体をなして、登録制 |
| 123 | 第1編第5章賃貸不動産経営管理士の役割 上から7行目   | 借主に対する管理事務の説明業務          | 借主に対する「重要事項説明」業務         |
| 275 | 第3編第2章Ⅱ「4 復委任の内容」 下から1行目と3行目   | 委託者                      | 依頼者                      |
| 432 | 第5編第1章賃貸借契約 15行目   | マンション標準管理規約第19条第2項       | マンション標準管理規約第18条第2項       |
| 445 | 第5編第2章貸主の義務(借主の権利) 9行目   | 講じておく                    | 講じて奥                     |
| 456 | 第5編第2章貸主の義務(借主の権利) 6行目   | 有益費の償還                   | 必要費の償還                   |
| 496 | 第5編第5章契約期間の更新 28行目   | 期間の定めがない建物の賃貸借とみなす       | 期間の定めがない建物とみなす           |
| 531 | 第5編第6章賃貸借契約の終了 7行目   | 「更新をしない旨の通知」、            | 「更新をしない旨の通知」をしなかったとき、    |
| 557 | 第5編第8章建物の所有権移転 26行目  | この場合にも対抗要件がない場合と同様に、     | この場合にも対抗要件が場合と同様に、       |
| 572 | 第5編第10章連帯保証 14行目から15行目にかけて   | 主たる債務者から債権回収を図れば足りる。     | 主たる債権者から債権回収を図れば足りる。     |
| 572 | 第5編第10章連帯保証 (3)補充性 16行目  | (民法第446条)                | (民法第466条)                |
| 661 | 第6編第2章Ⅳ1「③管理受託方式」の場合について 22行目  | 法律事務                     | 法律                       |
| 686 | 第6編第2章Ⅴ「5 未収賃料の経理上の処理」 一番下の行   | 賃貸借契約の解除                 | 賃貸状況の解除                  |
| 791 | 第7編第2章Ⅱ「4 耐震診断・補強」の一覧表の下から2行目、1行目  | 3/4以上→1/2超(過半数)          | ( 4/5から1/2に変更)           |
| 806 | 第7編第3章Ⅰ「1 給水設備等」 下から5行目  | 814頁                     | 722頁                     |
| 827 | 第7編第3章Ⅲ「2 通気設備」 上から2行目   | 伸頂通気方式                   | 伸長通気方式                   |
| 827 | 第7編第3章Ⅲ「2 通気設備」 図(賃貸マンションの排水・気設備(案)の説明)                                    | 伸頂通気管                    | 伸長通気管                    |
| 956 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金一覧表2段目、4段目、6段目の差引所得額(※ただし、1段目、3段目、5段目の差引所得額はそのまなのでご注意ください) | 差引収支額                    | 差引所得額                    |
| 983 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から4行目  | 通常の取得費に                  | 通常の譲渡費に                  |
| 983 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 上から21行目(j. 損益通算の4行目)                                      | 譲渡による所得以外の所得             | 譲渡による取得以外の所得             |
| 983 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 下から3行目  | (平成32年12月31日)            | (平成29年3月31日)             |
| 987 | 第8編第4章賃貸不動産経営と税金 ②相続税の税率 の表中   | 各法定相続人の取得金額              | 各法定相続人の所得金額              |

2018.08.24現在

2刷をお持ちの方…

3刷をお持ちの方…